

## 發 言 通 告 書

令和 7 年 12 月 2 日

松山市議会議長 原 俊 司 殿

松山市議会議員 清 水 義 郎

次のとおり通告します。

発言順位	6	受領日時	12月 2日	午前・午後	8時 45分	1 枚中 1 枚目
質問等の方式		一問一答方式	・ 一括方式	発言時間	約 20 分	
答弁を求める者		・市長 ・農業委員会会长	・教育長 ・選挙管理委員会委員長 ・監査委員 ・公営企業管理者	・公平委員会委員長 ・公営企業管理者		

No	件 名	発 言 の 要 旨
1	障がい児支援の提供体制について	(1)児童発達支援センターを中心とした障がい児支援体制整備の基本方針について  ①この基本方針がどのような経緯やプロセスを経て策定され、本市において、国の基本方針に基づく整理や、市内4センターの機能状況調査、こども家庭センターやこどもの相談室ふらっととの意見交換、障害児通所支援事業所や保育所等との協議など、具体的にどのような検討が行われたのか。  ②基本方針の策定に当たり、令和6年12月議会で指摘した「インクルージョンを阻む現状」という課題についてどのように反映されたのか。  ③この基本方針の策定を受け、令和7年度から本市の障がい児支援がどのように変化しているのか。
2	日常生活用具給付等事業について	(1)非常用電源及び視覚障害者用読書器が日常生活用具に新たに加えられた背景や経緯、当時の課題認識について、当事者や家族からの要望、相談支援事業者や関係団体からの声、また他都市の取組状況や国の動向など、どのような情報に基づき検討が行われたのか。  (2)新たな日常生活用具給付の検討体制について  ①新規の日常生活用具給付の検討に当たり、現在の利用状況のみならず、現行制度にない用具のニーズを把握するための市独自の調査、アンケートやヒアリングを実施する考えはあるか。  ②障がい当事者や家族、相談支援事業者や福祉用具貸与事業所など、現場に最も近い人々の声を定期的に集め、制度の見直しに反映させる仕組みを構築する考えはあるか。